

令和8年3月

第145回丹波市議会定例会

議員提出議案書

発議第 2 号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日 提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 西本 嘉宏

丹波市条例第 号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中オを削り、カをオとし、キからセまでをカからスまでとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

発議第 3 号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日 提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 西本 嘉宏

丹波市議会規則第 号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則

丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「午後 5 時まで」を「午後 4 時 30 分まで」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。